

## 関西文化芸術高等学校 いじめ防止基本方針

### I 関西文化芸術高等学校の基本方針

本校では、子どもたちの「個性の尊重と伸長」を教育理念として掲げ、芸術教科の指導を通じ、生徒一人一人の個性を生かした創造的な教育活動の取り組みにより、豊かな人格の形成を目指している。ゆえに、いじめは決して看過できない行為であると考えます。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、生命または身体に危険を生じさせるおそれのある重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、いじめはいつでもどこにおいても起こり得る問題でもある。また、特に子どもたちは被害者にも加害者にもなりうるという前提に立ち、

- (1) いじめを生まない環境づくりを推進することにより、いじめの未然防止に取り組む
- (2) いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関等と積極的に連携協力し、早期対応を図る
- (3) 家庭・学校・地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもたちをいじめから守り抜く姿勢を貫く

を本校の基本方針とし、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制の整備に努める。

### II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### III いじめ防止等のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実行的に行うため、

「いじめ対策防止委員会」を設置する。

(1) いじめ防止対策委員会の構成

- ① 学校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、担任
- ② 必要に応じて学年団教員、関係教職員、スクールカウンセラー等の専門家を加える

(2) 活動内容

- ① 基本方針に基づく取り組みの検討、年間計画作成・実行・検証・修正
- ② いじめに関する相談への対応、情報収集
- ③ いじめ事案への体制・対応方針の決定・事案の報告

#### IV いじめ未然防止への取り組み

いじめ防止のためには、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう努める必要がある。ただし、生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取り組みや、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取り組みの限界を理解し、未然防止に全教員、全生徒で取り組む。

(1) 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す教育活動

- ① 子どもの人権意識や道徳性、自尊感情を高める取り組みの充実
- ② 個々の生徒に応じた力を発揮できる場の設定、居場所づくりの推進
- ③ 共同的な活動を通じて、他者を理解する、互いに尊重する集団作りの推進

(2) 相談活動の充実

- ① 定期的、日常的な個人面談の実施
- ② スクールカウンセラーの活用と連携の促進
- ③ 実効性のある相談体制の構築
- ④ 生徒同士での支え合う関係づくりの構築（ピアアシスタントの資格取得の推進等）

(3) 情報モラル教育の充実

- ① インターネット、SNSの適切な使用の指導。
- ② インターネット、SNSを通じて行われるいじめを防止するための啓発
- ③ 公的機関・民間団体等と連携した情報モラル教育の実施

(4) 保護者との連携の強化

- ① 育友会活動や保護者会等で、いじめに関する学校の指導方針や実態などの情報共有

(5) 教職員が真摯に子どもと向き合うことができる体制の構築

- ① 教職員の指導力向上に必要な研修の実施
- ② 教職員が一致協力した校内指導体制の確立
- ③ 徹底した生徒理解

#### V いじめ早期発見への取り組み

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われることや大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多い。また、いじめはいじめる側といじめられる側が入れ替わることも多いことから、生徒の些細な変化や兆候を見逃さず、早い段階から関わり、いじめを積極的に認知する。

(1) 情報の収集や情報共有、情報交換

- ① 定期的な個人面談や三者懇談の実施
- ② 校内巡回等きめ細やかな行動観察

- ③ 生徒と教職員との親しみやすい人間関係の構築
- ④ 学年会議や職員朝終礼、職員会議等におけるの情報共有
- ⑤ 生徒への定期的なアンケートの実施
- ⑥ A S S E S S（スクリーニング）の実施

(2) 教育相談体制の充実

- ① 生徒、教職員間での親しみやすい人間関係の構築
- ② スクールカウンセラーの活用
- ③ 相談窓口の周知

## VI いじめ問題発生時の対応

### 1. 事実確認

(1) 管理職への報告

(2) 実態把握

- ① 周囲の生徒、当該生徒からの情報収集
- ② アンケート調査等の実施
- ③ 複数の教員で対応（生徒の動静把握）

(3) 関係教職員による情報交換の実施

（管理職、学級担任、生徒指導主事、学年主任等）

### 2. 管理職を中心とした対応

(1) いじめ対策委員会（緊急職員会議）等の招集・開催

- ① 事実報告、情報収集
- ② 当該生徒への指導方針

(2) 加害・被害生徒への対応

- ① 教育的配慮の上、プライバシー保護に十分留意
- ② 事実把握及び指導方法の確認、役割分担の明確化

<p><b>【被害生徒】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受容的態度（話をよく聞く）・理解</li> <li>○ 変容と背景の把握</li> <li>○ 心の居場所の確保、緊急避難的対応</li> </ul>	<p>「学校は必ず守り通す」 という姿勢</p>
<p><b>【加害生徒】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受容的態度（話をよく聞く）・理解</li> <li>○ 問題点の明確化・根気強い指導</li> <li>○ 関係機関との連携</li> </ul>	<p>「ならぬことはならぬ」 毅然とした姿勢</p>
<p><b>【保護者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電話連絡→家庭訪問、随時経過説明</li> </ul>	<p>誠意ある対応</p>
<p><b>【周囲の生徒】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめの不当性の指摘</li> <li>○ 正義・勇気ある行為</li> </ul> <p><b>【生徒全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学年・学級での指導、全校集会等</li> </ul>	<p>自らの言動を振り返らせる</p>

- ③ 教育振興課との連携（報告・連絡・相談）

### 3. 事後対応

#### (1) 今後の対応策検討（再発防止策）

- ① 早期発見・早期対応の重要性の理解
- ② 当該生徒への支援（継続観察指導、保護者との連携等）
- ③ 家庭及び関係機関等との連携強化
- ④ 組織的な生徒指導の推進
  - ・ 基本的な生活習慣の育成
  - ・ 望ましい人間関係の構築
  - ・ 生徒指導の機能を生かした授業実践
  - ・ 道徳教育の充実
  - ・ 生徒会活動の活性化
  - ・ 育友会との連携
  - ・ 個人記録の累積、分析など

#### (2) いじめ対策委員会の見直し・改善

- ① 想定されるいじめ発生場面・対応策等の検討、事例研究
- ② 実態調査の定期的な実施
- ③ SC等との連携、教育相談体制の充実
- ④ 異校種連携（情報交換）及び関係機関等との連絡調整  
保護者の相談窓口の開設及び広報

## VII 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに学校法人及び奈良県知事（奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課）に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。また、調査結果は学校法人及び奈良県知事（奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課）に報告を行い、いじめを受けた生徒やその保護者に対しても必要な情報を提供する責任を負う。

なお、事態によっては、奈良県知事が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。